

エアロビック技能検定会 実施要項

(目的)

1. 本実施要項は、日本エアロビック連盟（以下、本連盟）が定めるエアロビック技能検定制度における「エアロビック技能検定」の実施内容に関わる事項について定め、もって、技能検定の普及を目的とする。

(技術教程)

2. エアロビック技能検定は、次の「技術教程」に基づきエアロビックの技能を客観的に評価するものとする。

段階	ねらい	めあて	検定級
基本 (基本技術)	慣れる リズムや動きに慣れる	音楽の拍（ビート）に合わせて身体全体で動ける	5級
初級 (基礎技術)	高める 基礎的な動きをリズムカルにバランスよくできる	基礎技術を連結して、連続的に動ける	4級
中級 (応用技術)	広げる 多様な動きをリズムカルに正しくできる	応用技術を連結して、バランスよく配置した連続動作ができる	3級
		応用技術を連結して、高さや広がりのある連続動作がスムーズにできる	2級
上級 (発展技術)	深める 緩急のある洗練された動きや高度な動きをこなせる	発展動作を連結して、空間を生かした緩急のある連続動作ができる	1級
特級 (独創的技術)	極める 独創性を表現できる	独創的、個性的な連続動作で高度な表現ができる	特級

※ エアロビックリーダーの実技は4級レベルとなる。

(エアロビックリーダー資格者は、公認エアロビック指導員専門科目が免除となる。)

※ 3級認定登録者はエアロビックリーダーの実技試験が免除となる。

※ 3級認定登録者は全日本エアロビック選手権大会における予選ラウンドが免除となる。

※ 全国フライト大会（一般）出場選手はエアロビック技能検定5級・4級を飛び級し、3級から受検ができる。

(技能検定の開催範囲)

3. 技能検定会が開催できる主管と、検定範囲は次の通りとする。

主管	技能検定の範囲
1. 本連盟	5級～特級
2. 都道府県エアロビック連盟	5級～特級
3. JAF 認定校	5級～1級
4. 競技エアロビック登録クラブ	5級～1級
5. 地域エアロビック・リーダーズ・サークル(LC)	5級～1級
6. エアロビック技能検定員	5級～4級

(受検資格)

4. (1) 子どもから大人まで年齢に関係なく受検できる。
(2) 5級は飛び級ができる。

(技能検定会の内容)

5. 技能検定会の内容は、「ベーシックルーティン」と「フリールーティン」により構成される。
(1) ベーシックルーティンは、5級から特級までの級で適用される。
(2) フリールーティンは、2級から特級までの級で適用される。
(3) 音楽は規定のBPMを使用し、開催団体もしくは検定員が選曲する。
(4) 音のテンポと検定時間は次の通りとする。

検定級	音楽のBPM	ベーシック	フリー	検定時間 (ブリッジ含む)	ルーティンの長さ
5級	125	●		4分5秒～(約5分)	80×64
4級	125	●		4分5秒～(約5分)	80×64
3級	130	●		3分55秒～(約5分)	80×64
2級	135	●	●	3分33秒～(約4分)	80×60
1級	140	●	●	2分10秒～(約3分)	80×38
特級	145	●	●	1分20秒～(約2分)	80×24

(技能検定員)

6. 技能検定会における受検者の合否の判定は、本連盟が認定した技能検定員が務める。
(1) 主管は検定級の内容に応じて、次の技能検定員を配置しなければならない。

検定級	技能検定員数
5級	1名
4級	1名
3級	2名
2級	2名
1級	2名
特級	2名(中央検定員)

- (2) 3級以上の級については1名を主任検定員とし、合否判定に責任を持つものとする。
 (3) 特級については、本連盟が認めた中央検定員が努める。

(採点方法)

7. 技能検定会における採点基準は、次の通りとする。

- (1) 評価点は別に定める評価項目毎に、0.5刻みで採点する。

評価点	評価
5点	大変よい
4点	よい
3点	ふつう
2点	やや劣る
1点	劣る

- (2) 評価の合計点は次のとおりとする。

	5級	4級	3級	2級	1級	特級
評価合計点	20点	25点	30点	40点	45点	50点
ベーシック ルーティン点	20点	25点	30点	30点	30点	30点
フリー ルーティン点				5点	10点	15点
プレゼンテーション点				5点	5点	5点

- (3) 合否の判定は次の通りとする。

検定級	合格点	準合格点
5級	評定値 12点以上	評定値 12点未満～10点以上
4級	評定値 15点以上	評定値 15点未満～13点以上
3級	評定平均値 20点以上	評定平均値 20点未満～18点以上
2級	評定平均値 28点以上	評定平均値 28点未満～24点以上
1級	評定平均値 35点以上	評定平均値 35点未満～30点以上
特級	評定平均値 38点以上	評定平均値 38点未満～32点以上

(実施の方法)

8. (1) 1回の検定で採点する受検者数は原則として、5級から3級は5人以下、2級は3人以下、1級から特級は1人ずつとする。
 (2) フリールーティンは原則として1人ずつ実施する。
 (3) 技能検定員の指示がない場合、やり直しは認められない。
 (4) フリールーティンは別途に定めた課題に沿って構成したルーティンを実施する。
 (5) 技能検定会の運営等に関するすべての管理責任は、主管団体が持つものとする。

(検定料及び認定登録料)

9. (1) 受検希望者は、次の検定料を主管団体に支払う。
 (2) 検定級に合格し、認定登録料を本連盟に支払うことにより認定証とバッジが交付され、検定級が認定登録される。

	検定料	認定登録料	交付物
5級	2,000円	2,050円	認定証 及び バッヂ
4級	2,000円	2,050円	
3級	3,000円	3,080円	
2級	4,000円	3,080円	
1級	6,000円	4,110円	
特級	8,000円	6,170円	

※検定料に関する消費税の取り扱いについては、各主管のご判断とさせていただきます。

(技能検定会の実施と手順)

10. 技能検定会の実施と手順はおおむね次の通りとする。

実施の手順		実施の内容
1	開催申請	<ul style="list-style-type: none"> ・主管団体（個人）は、本連盟に1ヶ月前までに技能検定会の開催申請の手続きを行う。 ※LCは所属する都道府県連盟に、技能検定員は検定会を開催する都道府県連盟にも同時に開催申請の手続きを行う。
2	受検の募集告知	<ul style="list-style-type: none"> ・主管団体（個人）は、受検者の募集告知を行う。
	受検申し込みと受付	<ul style="list-style-type: none"> ・受検者は、所定の申込書と別表に定める受検料を添えて主管団体に申し込みを行う。
3	技能検定会の実施	
4	合否判定と通知	<ul style="list-style-type: none"> ・主管団体（個人）は、技能検定会終了後すみやかに合否判定を行い、15日以内に受検結果通知書を発行する。 ・同時に、合格者に対して当日もしくは後日、認定登録申込書を送付する。
5	実施報告と認定登録手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・主管団体（個人）は、45日以内に判定結果報告と実施報告書を本連盟に提出する。 ・また、同時に合格者の認定登録申込書と別表に定める認定登録料をとりまとめて本連盟に認定登録の申請を行う。 ※LCは登録料の他に管理料として受検料の5%を所属する都道府県連盟に、検定員は登録料の他に受検料の10%を開催する都道府県連盟に納入後報告書の提出をする)
6	認定証の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・本連盟は、認定登録申請の受理後2ヶ月以内に認定証を発行しバッヂを添えて主管団体に送付する。
7	認定証とバッヂの交付	<ul style="list-style-type: none"> ・主管団体（個人）は、認定登録者に認定証とバッヂを交付する。

(検定料及び認定登録料の取り扱い)

11. 検定料及び認定登録料の取り扱いは次の通りとする。

- (1) 検定料は、主管が全額収納する。但し、地域エアロビック・リーダーズサークル(LC)が開催する場合は、受検料の5%を当該の都道府県連盟に支払う。技能検定員が開催する場合は、受検料の10%を開催する都道府県連盟に支払う。

(2) 認定登録料は、主管が收受して本連盟に納入する。

(技能検定員の報酬)

12. 技能検定員の報酬は、次の基準を参考にして主管が受検料の総額の50%以内の範囲で調整し、技能検定員の了承の基に決定する。

検定級	報酬/1名
5級	500円
4級	500円
3級	500円
2級	500円
1級	800円
特級	800円

※ ジュニア・エアロビック検定とエアロビック検定が同時に行われる場合は、それぞれ別途の報酬を支払う。

※ 認定校で開催される技能検定会における検定員の報酬については、開催する学校が検定員の了承の基に決定する。

(移行級)

13. 第2版となる検定級から第3版の検定級への移行は次の通りとする。

第2版の検定級		第3版の検定級	
基本	10	基本	5級
	9		
	8		
初級	7	初級	4級
	6		
中級	5	中級	3級
	4		
上級	3	中級	2級
	2	上級	1級
特級	1	特級	

※ 第2版の検定級から第3版への検定級への移行の管理は本連盟が行う。

※ 検定級の移行後に認定登録された級、もしくは下位の級の受検は可能だが、登録申請の必要はない。

※ 但し、合格後に認定証、バッジ等を希望する場合は、認定登録の申請を行う。

※ 移行級より上位の級を受検して合格した場合のみ、認定登録申請を行う。

(附則)

1. 本実施要項は平成19年4月1日より施行する。
2. 本実施要項は平成20年4月1日改定
3. 本実施要項は平成21年4月1日改定
4. 本実施要項は平成24年4月1日改定
5. 本実施要項は平成26年4月1日改定

6. 本実施要項は平成 27 年 4 月 1 日改定
7. 本実施要項は平成 28 年 4 月 1 日改定